

# ふるさと向日市 創生計画

MUKO CITY

〈平成29年度改訂版〉







## ご挨拶

本市では、昨年3月に、「歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり」「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」「信頼と協働で市民の声が届くまちづくり」の3つを施策の柱とする「ふるさと向日市創生計画」を策定いたしました。

この「ふるさと向日市創生計画」は、本市のまちづくりにおける最上位計画に位置づけており、今後本市が進むべき方向性を示し、それを実現するため、新たにチャレンジする施策や拡充する施策を盛り込んでおります。

本計画を策定して以来、シリーズ化した「むこう、むこう。」のポスターや広報誌の刷新など、戦略的に情報発信いたしますとともに、コミュニティバスや中学校給食の導入に向けた検討を行ってまいりました。

さらに、本年2月には「ふるさと向日市」に対する理解と愛着を深めていただくために「向日市ふるさと検定」を実施し、3月には「商工観光振興センター」と「竹の広場」を完成させるなど、計画を着実に実行してまいりました。

しかしながら、策定した計画を着実に実行に移していくことはもとより、急激な時代や環境の変化にスピード感を持ってしなやかに対応していくためには、計画を毎年見直していくことが大切であると考えております。

そのため、本計画の取組や目標等を全て検証し、既に達成した施策や、状況が変化し再検討が必要な施策などについて十分に精査した上で、「向日市にいま何が求められているか」「向日市の更なる発展のために、今後どのように市政を運営・展開すべきか」という観点から計画の見直しを行い改訂いたしました。

本市が更なる発展を遂げ、全ての市民の皆様が向日市のこと「ふるさと」だと思っていただけるように、「ふるさと向日市創生計画」を着実に実施し、活力と魅力のあるまちづくりを進めてまいりますので、市民の皆様の積極的なご参加とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の改訂にあたりまして、向日市ふるさと創生計画委員会委員並びに市議会議員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました多くの市民の皆様に心から御礼を申し上げます。

平成29年7月

向日市長

安田哲



# 目 次

序論	1
----	---

<b>施策の柱Ⅰ 歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり</b>	3
----------------------------------	---

施策分野 1 歴史あふれるまちづくりの推進	4
-----------------------	---

施策分野 2 産業の活性化	7
---------------	---

施策分野 3 都市基盤の整備	9
----------------	---

<b>施策の柱Ⅱ 人と暮らしに明るくやさしいまちづくり</b>	15
---------------------------------	----

施策分野 1 少子化対策・子育て支援	16
--------------------	----

施策分野 2 健康づくりの推進	18
-----------------	----

施策分野 3 高齢者が安心して暮らせる体制の充実	19
--------------------------	----

施策分野 4 障がい者福祉の充実	21
------------------	----

施策分野 5 地域福祉の充実	22
----------------	----

施策分野 6 環境・資源循環の推進	23
-------------------	----

施策分野 7 生活の安心・安全の確保	25
--------------------	----

施策分野 8 消防・救急体制の強化	28
-------------------	----

施策分野 9 ライフラインの強化	30
------------------	----

施策分野 10 学校教育の充実	32
-----------------	----

施策分野 11 生涯学習の推進	38
-----------------	----

施策分野 12 生涯スポーツの振興	41
-------------------	----

<b>施策の柱Ⅲ 信頼と協働で市民の声が届くまちづくり</b>	43
---------------------------------	----

施策分野 1 市民協働の推進	44
----------------	----

施策分野 2 人権・平和・男女共同参画の推進	46
------------------------	----

施策分野 3 行財政運営力の向上	48
------------------	----

<b>資料編</b>	49
------------	----



# 序論

## (1) 計画策定の目的

我が国の人口は、平成20年以降、減少に転じ、本格的な少子高齢化時代を迎えていきます。今後、人口減少は特に地方で急激に進むと予想され、地域活力の低下が危惧されています。

本市では、平成17年の55,041人（国勢調査）をピークに、初めて人口が減少に転じ、少子高齢化が進展している中、桂川・洛西口新市街地に大型商業施設や企業が進出するとともに、住宅の立地が進み、今後数年間は人口増加が予想され、他のまちとは異なる状況となっております。

しかし、長期的には、本市も、国と同様、人口減少の傾向となることが予想される中、地域を維持し、活性化するためには、地域の実情に応じて、「これから先向日市はどうあるべきか」「どうすべきか」そして「どのようなまちにしたいか」ということを自らでしっかりと考え、今やらなければならぬまちづくりにスピード感を持って、しっかり取り組んでいくことが重要です。

こうしたことから、すべての市民の皆様に向日市が「ふるさと」であると思っていただけるよう、そして「向日市を良くしたい」という思いが行動につながるよう、まちづくりに取り組むとともに、歴史を活かした「ふるさと向日市」の創生を図るため、「ふるさと向日市創生計画」を策定します。

## (2) 計画の位置付け

この計画は、第5次向日市総合計画基本構想を踏まえつつ、後期基本計画に代わる新たな計画として、今後、本市が目指すべき方向性を示したまちづくりの最上位計画と位置付けます。

## (3) 施策の柱

市民の皆様が誇りを持てるまちづくりを進めていくため、史跡長岡宮跡等歴史あふれるまちの魅力を広く発信する取組や、より一層の地域資源の活用、誰もが安心して暮らせる地域づくりを行っていくため、「歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり」「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」「信頼と協働で市民の声が届くまちづくり」の3つを本計画における施策の柱とします。

なお、本計画を推進するため、施策の柱には、関連する施策分野、具体的な施策及び取組を設定します。

### I 歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり

面積7.72km<sup>2</sup>という西日本一コンパクトな市内には、古墳群や向日神社、史跡長岡宮跡、西国街道等連綿と続く歴史・文化資源が豊富に存在しています。

こうした歴史・文化資源は本市固有の貴重な資源であることから、「向日市歴史的風致維持向上計画」（歴まち計画）の認定を契機として、歴史の事実と魅力を国内外に発信し、まちの賑わいと活力を維持・創出することで、子どもから高齢者まで、すべての市民の皆様に向日市を「ふるさと」として愛着と誇りを感じられるまちづくり、そして観光・交流等を通じて訪れた人が「訪れてよかったです」「また訪れたい」と感じ、「いつかは住みたい」と思われるまちづくりを進めます。

#### 【施策分野】

歴史あふれるまちづくりの推進
産業の活性化
都市基盤の整備

## II 人と暮らしに明るくやさしいまちづくり

少子高齢化時代を迎え、人口減少と少子高齢化に立ち向かうため、結婚から妊娠、出産、子育てに至る切れ目ない母子支援や健康づくり、福祉・医療の充実に地域ぐるみで取り組むとともに、まちのコンパクトさや鉄道の利便性を活かし、市内公共交通の利便性向上や防災・防犯・交通安全への取組等、老若男女を問わず、誰もが安心・安全・健康に暮らすことのできる環境づくりを推進します。

### 【施策分野】

少子化対策・子育て支援
健康づくりの推進
高齢者が安心して暮らせる体制の充実
障がい者福祉の充実
地域福祉の充実
環境・資源循環の推進
生活の安心・安全の確保
消防・救急体制の強化
ライフラインの強化
学校教育の充実
生涯学習の推進
生涯スポーツの振興

## III 信頼と協働で市民の声が届くまちづくり

地域の実情にあったまちづくりを進めていくには、市民の皆様の信頼と協働が不可欠であり、そうした信頼関係を築いていくため、行政情報の適切な公開や市長と市民の皆様が対話をできる仕組みづくり、市民参画の機会や場の創設等、市民の皆様の「自分たちで向日市を良くしたい」という思いが行動につながり、市民の皆様の声が行政に届くまちを築きます。同時に、多様性を認め合い、尊重し合う社会を実現するため、人権・平和や男女共同参画の積極的な取組を推進するとともに、本市が将来にわたくって安定・自立した行財政運営ができるよう、効率的で健全な行財政運営を推進します。

### 【施策分野】

市民協働の推進
人権・平和・男女共同参画の推進
行財政運営力の向上

## (4)計画期間

「ふるさと向日市創生計画」は、まちづくり課題への迅速な対応、そして次代の発展への礎を築いていくため、重点・優先して取り組む施策を明らかにし、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とします。

なお、急激に変化する時代や環境の変化にスピード感を持って、しなやかに対応していくため、計画期間内においても毎年、見直しを行うものとします。